

令和 6 年 6 月 18 日

令和 6 年網走市議会第 2 回定例会 議案

令和6年網走市議会第2回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	令和6年度網走市一般会計補正予算
2	議案第2号	令和6年度網走市水道事業会計補正予算
3	議案第3号	網走市税条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第4号	網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について
5	議案第5号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
6	議案第6号	網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
7	議案第7号	財産の取得について
8	議案第8号	財産の取得について
9	議案第9号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
10	議案第10号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
11	報告第1号	網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
12	報告第2号	網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

議案第 1 号

令和 6 年度網走市一般会計補正予算

令和 6 年度網走市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 868,129 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,210,508 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 3 条 債務負担行為の廃止は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位:千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
12.地 方 交 付 税		6,750,000	30,949	6,780,949
	1.地 方 交 付 税	6,750,000	30,949	6,780,949
14.分 担 金 及 び 負 担 金		213,593	3,416	217,009
	2.負 担 金	63,201	3,416	66,617
16.国 庫 支 出 金		2,654,703	480,378	3,135,081
	1.国 庫 負 担 金	2,205,708	87,527	2,293,235
	2.国 庫 補 助 金	438,276	392,851	831,127
17.道 支 出 金		1,392,928	253,956	1,646,884
	1.道 負 担 金	910,296	7,318	917,614
	2.道 補 助 金	419,426	246,638	666,064
20.繰 入 金		2,459,974	5,500	2,465,474
	1.基 金 繰 入 金	2,433,802	5,500	2,439,302
22.諸 収 入		1,014,247	9,830	1,024,077
	4.雑 入	255,721	9,830	265,551
23.市 債		4,261,100	84,100	4,345,200
	1.市 債	4,261,100	84,100	4,345,200
歳 入 合 計		28,342,379	868,129	29,210,508

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		5,907,412	2,015	5,909,427
	1. 総 務 管 理 費	5,609,817	2,015	5,611,832
3. 民 生 費		6,935,708	454,141	7,389,849
	1. 社 会 福 祉 費	3,638,608	386,331	4,024,939
	2. 児 童 福 祉 費	2,020,379	67,810	2,088,189
4. 衛 生 費		1,789,270	148,141	1,937,411
	1. 保 健 衛 生 費	783,107	141,460	924,567
	2. 環 境 衛 生 費	1,006,163	6,681	1,012,844
6. 農 林 水 産 業 費		1,065,014	244,623	1,309,637
	1. 農 業 費	841,282	244,623	1,085,905
7. 商 工 費		2,635,373	3,000	2,638,373
	2. 観 光 費	344,790	3,000	347,790
8. 土 木 費		3,242,254	13,709	3,255,963
	1. 道 路 橋 梁 河 川 費	1,900,604	13,709	1,914,313
10. 教 育 費		2,371,547	2,500	2,374,047
	5. 保 健 体 育 費	770,017	2,500	772,517
歳 出 合 計		28,342,379	868,129	29,210,508

第 2 表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額（千円）
土木費	道路橋梁費	道路維持作業車整備事業	13,952

第 3 表 債務負担行為補正

(廃 止)

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
道路維持作業車譲渡契約 (令和 6 年度分)	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	1 5, 6 0 8

第4表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法 利 償 還 の 方 法
総務管理事業債	千円 2,735,100	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	10.0 以内	40年以内 (内据置25 年以内)の元 利均等又は元 金均等償還。	千円 2,735,100	補正前に同じ
社会福祉事業債	9,000	(借 入 先)	(ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上償還 又は低利に借 換えることが できる。	9,000	
環境衛生事業債	16,500	財 政 融 資 資 金			16,500	
保健衛生事業債	0	地 方 公 共 団 体			73,700	
農業債	29,000	金 融 機 構			29,000	
道路橋梁事業債	742,400	北 海 道			752,800	
港湾事業債	121,900	都 市 職 員 共 済 組 合			121,900	
河川整備事業債	100,000	地 方 職 員 共 済 組 合			100,000	
公園整備事業債	116,700				116,700	
学校教育事業債	58,700	北 海 道 市 町 村 振 興 協 会			58,700	
社会教育事業債	79,800	北 海 道 市 町 村			79,800	
臨時財政対策債	32,000	備 荒 資 金 組 合			32,000	
退職手当債	120,000	そ の 他			120,000	
借 換 債	100,000	銀行等引受資金			100,000	
計	4,261,100				4,345,200	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 6 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度網走市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第 2 条 予算第 4 条中資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	752,461 千円	0 千円	752,461 千円
第 1 項 企 業 債	561,000 千円	△73,700 千円	487,300 千円
第 3 項 出 資 金	0 千円	73,700 千円	73,700 千円

(企業債)

第 3 条 予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補 正 前				補 正 後	
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方 法利率償 還の方法
配水管等 整備事業	千円 561,000	証書借入	年 10.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	40 年以内（うち据置 5 年以内） 年賦又は半年賦の元 金均等又は元利均等 償還とする。ただし、 財政の状況により償 還年限を短縮し、繰 上償還し、又は低利 に借換えることがで きる。	千円 487,300	補正前に 同じ

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

令和6年度 網走市水道事業会計予算実施計画（第 1 号補正）

（資本的収入及び支出）

（収入の部）

（単位 千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	補正後 予定額	備考
1. 資本的収入			752, 461	0	752, 461	
	1. 企業債		561, 000	△ 73, 700	487, 300	
		1. 企業債	561, 000	△ 73, 700	487, 300	企業債の減 △73, 700
	3. 出資金		0	73, 700	73, 700	
		1. 出資金	0	73, 700	73, 700	出資金の増 73, 700

令和6年度 網走市水道事業会計予算実施計画内訳書（第 1 号補正）

(資本的收入) (単位 千円)

款	項	目	既決 予定額	補正 予定額	補正後 予定額	節	金額	説明
1. 資本的收入			752,461	0	752,461			
	1. 企業債		561,000	△ 73,700	487,300			
		1. 企業債	561,000	△ 73,700	487,300	1. 企業債	△ 73,700	企業債 △73,700
	3. 出資金		0	73,700	73,700			
		1. 出資金	0	73,700	73,700	1. 出資金	73,700	一般会計出資金 73,700

令和6年度 網走市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位 円)

区分	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純損益	23,309,000
非資金項目の調整	
減価償却費	372,183,000
固定資産除却費	20,000,000
修繕引当金の増減	0
退職給付引当金の増減	△1,164,309
賞与引当金の増減	344,000
貸倒引当金の増減	55,505
長期前受金戻入額	△46,955,000
業務活動による資産及び負債の増減	
資産の増減	△29,195,542
負債の増減	0
業務活動以外の損益項目	
受取利息及び配当金	△6,000
支払利息等	64,995,000
小計	403,565,654
受取利息及び配当金受取額	6,000
支払利息等支払額	△64,995,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	338,576,654
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費	△772,398,000
建設改良費にかかる収入	191,461,000
固定資産の売却	0
投資活動による資産の増減	0
投資活動による負債の増減	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△580,937,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の発行	487,300,000
企業債の償還	△342,507,000
出資金による収入	73,700,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	218,493,000
現金及び現金同等物の増加額	△23,867,346
現金及び現金同等物の期首残高	654,970,788
現金及び現金同等物の期末残高	631,103,442

令和6年度 網走市水道事業予定貸借対照表
令和7年3月31日

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土地		517,496,397
ロ 立木		72,762,197
ハ 建物	185,698,874	
減価償却累計額	<u>△117,173,075</u>	68,525,799
ニ 構築物	19,390,872,064	
減価償却累計額	<u>△10,200,591,249</u>	9,190,280,815
ホ 機械及び装置	800,687,814	
減価償却累計額	<u>△423,311,232</u>	377,376,582
ヘ 車両運搬具	10,863,104	
減価償却累計額	<u>△9,846,687</u>	1,016,417
ト 工具器具及び備品	44,066,094	
減価償却累計額	<u>△30,820,703</u>	13,245,391
チ 建設仮勘定		<u>566,865,813</u>
有形固定資産合計		10,807,569,411

(2) 無形固定資産

イ 借地権		2,917,630
ロ 電話加入権		20,600
ハ ソフトウェア		<u>7,868,470</u>
無形固定資産合計		<u>10,806,700</u>

固 定 資 産 合 計

10,818,376,111

2 流 動 資 産

(1) 現金預金

631,103,442

(2) 未収金

59,902,559

貸倒引当金

△5,688,631 54,213,928

(3) その他流動資産

10,000,000

流 動 資 産 合 計

695,317,370

資 産 合 計

11,513,693,481

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 企業債		4,218,574,417	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	93,801,197		
ロ 修繕引当金	<u>117,981,661</u>		
引当金合計		<u>211,782,858</u>	
固 定 負 債 合 計			4,430,357,275
4 流 動 負 債			
(1) 企業債		327,733,521	
(2) 未払金			
イ その他未払金	<u>27,061</u>		
未払金合計		27,061	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	<u>8,019,752</u>		
引当金合計		8,019,752	
(4) その他流動負債			
イ 預り金	119,328		
ロ 預り定期預金証書	<u>10,000,000</u>		
その他流動負債合計		<u>10,119,328</u>	
流 動 負 債 合 計			345,899,662
5 繰 延 収 益			
(1) 長期前受金		2,656,773,922	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△1,225,750,332</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>1,431,023,590</u>
負 債 合 計			<u>6,207,280,527</u>

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 自己資本金			
イ 固有資本金	50,956,543		
ロ 組入資本金	3,657,402,760		
ハ 繰入資本金	<u>991,928,021</u>		
自己資本金合計		<u>4,700,287,324</u>	
資 本 金 合 計			4,700,287,324
7 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	3,703,292		
ロ その他資本剰余金	<u>40,776,785</u>		
資本剰余金合計		44,480,077	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	300,222,709		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>261,422,844</u>		
利益剰余金合計		<u>561,645,553</u>	
剰 余 金 合 計			<u>606,125,630</u>
資 本 合 計			<u>5,306,412,954</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>11,513,693,481</u></u>

議案第 3 号

網走市税条例の一部を改正する条例制定について

網走市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成 15 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「又は金銭」を削り、同号ケを次のように改める。

ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄付金

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第10条の2第26項を第28項とし、第23項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第25項の前に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2第22項を第23項とし、第14項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

別表第1第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項中「金銭」を「寄付金」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び別表第1第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項の改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例第34条の7第1項（第1号ケに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号ケ中「寄付金」とあるのは、「寄付金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄付金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例

網走市都市計画税条例(平成 15 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

附則第17項を第18項とし、第5項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。
(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の網走市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成 15 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、「北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第15条の見出し中及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第16条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号及び第3号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の2から第18条の5の2までを次のように改める。

第18条の2から第18条の5の2まで 削除

第18条の6中「又は第18条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同

じ。)」を削る。

第18条の6の2の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第18条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の6の6の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号及び第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「イ」の次に「又はウ」を加え、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の6の7から第18条の6の11までを次のように改める。
第18条の6の7から第18条の6の11まで 削除

第18条の6の12中「又は第18条の6の7」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。)」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改める。

第18条の7第2号ア中「法附則第22条」を「法附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第21条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第18条の2,」、「若しくは第18条の6の7」及び「若しくは第18条の5」を削り、「(被保険者数が増加又は)」を「(被保険者数が増加若しくは)」に改め、「減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、同条第2項中「、第18条の2,」を「若しくは」に改め、「若しくは第18条の6の7」及び「若しくは第18条の5」を削る。

第22条第1項中「又は第18条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の7」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第5項中「又は第18条の2」を削る。

第22条の3第1項中「又は第18条の5」を削り、同条第3項中「又は第18条の5」、「又は第18条の6の10」及び「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、」を削り、同条第4項第1号中「又は第18条の5」を削り、同条第6項中「又は第18条の5」、「又は第18条の6の10」及び「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と、」を削る。

第22条の4第1項中「又は第18条の2」を削り、同条第3項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の7」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第7項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の7」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第4項、第5項及び第8項中「又は第18条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例及び網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 網走市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 27 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の員数」を「及びその員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。))第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))に改め、同項第3号中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。))」を「省令」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(省令第140条の66第1項ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))において認められた場合の人員配置基準」を「次の各号のいずれかに掲

げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数」に改め、「表の」の次に「左欄に」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 市内の第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 第1項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- (3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

第3条第2項の表中「人員配置基準」を「地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数」に改め、同表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項」を「第1項」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項」を「第1項第」に改め、同表おおむね6,000人以上10,000人未満の項中「前項」を「第1項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

(網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第1号ロ(2)」を「第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和6年6月18日提出

網走市長 水谷 洋 一

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1 財産の名称
及び数量 | 小中学校通学用中型スクールバス 1台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得の金額 | 24,420,000円 |
| 4 取得の相手方 | 網走市字藻琴31番地の9
東北海道日野自動車株式会社網走営業所
所長 野陳 伸児 |

議案第 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- | | | |
|---|----------------------|--|
| 1 | 財 産 の 名 称
及 び 数 量 | スキー場圧雪車 1 台 |
| 2 | 取 得 方 法 | 譲 渡 |
| 3 | 取 得 金 額 | 62,007,000 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚 野 孝 夫 |

議案第 9 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定に基づき、音根内、中和東、能平辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和6年6月18日提出

網走市長 水 谷 洋 一

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 音根内辺地
(辺地の人口 182人、面積 19.10km²)

1. 辺地の概況
- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字音根内
- (2) 地域の中心の位置
字音根内1番地1
- (3) 辺地度点数
180点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスの老朽化が著しいため、新たな車両を整備する。
- 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行う。
- 公民館その他の集会施設 ～ 音根内地区福祉会館の玄関前スロープの設置改修を行う。
- 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備する。
- 道 路 ～ 安全な通行を確保するため、路線の改修工事を行う。
山里浜小清水線：改修 延長2,300m

3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から 令和6年度までの 5年間

施設名 事業主体名		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市	87,852	47,608	40,244	40,200
住民の交通の便に供する ための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市	1,259	0	1,259	1,200
教職員住宅 (教員住宅改修事業)	網走市	8,100	0	8,100	8,100
公民館その他の集会施設 (郊外集会施設改修事業)	網走市	1,000	0	1,000	1,000
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市	2,100	0	2,100	2,100
道 路 (山里浜小清水線)	網走市	(276,000) 0	(0) 0	(276,000) 0	(276,000) 0
合計		(376,311) 100,311	(47,608) 47,608	(328,703) 52,703	(328,600) 52,600

総合整備計画書（案）

北海道 網走市 中和東辺地
(辺地の人口 200人、面積 25.44km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字中園、字昭和、字東網走
- (2) 地域の中心の位置
字中園316番地1
- (3) 辺地度数
149点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 電気通信に関する施設 ～ 国の補正予算を活用し、市内全域の光回線整備率100%達成に向け、郊外地区に光回線を整備する。
それにより、農業農村地域の生活環境の改善や、ICTを活用したスマート農業への対応を可能とする。
- 住民の交通の便に供するための自動車 ～ 現在運行している患者送迎バスを新たに整備する。
- 教職員住宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行う。
- 学校給食施設・設備 ～ 学校給食施設の集約化を図るため、学校給食運搬車および給食搬入口を整備する。
- 通学バス・ボート ～ 通学手段確保のための、スクールバスの更新を行う。
- 道 路 ～ 安全な通行を確保するため、路線の改修工事を行う。
昭和呼人線：改修 延長1,850m

3. 公共的施設の整備計画 令和2年度から 令和6年度までの 5年間

施設名 事業主体名		区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (郊外地区光回線整備事業)	網走市		117,014	63,412	53,602	53,600
住民の交通の便に供 するための自動車 (患者送迎車整備事業)	網走市		1,384	0	1,384	1,300
教 職 員 住 宅 (教員住宅改修事業)	網走市		8,500	0	8,500	8,500
学校給食施設・設備 (学校給食施設整備事業)	網走市		2,200	0	2,200	2,200
通学バス・ボート (スクールバス整備事業)	網走市		(24,716) 2,260	(2,534) 684	(22,182) 1,576	(22,100) 1,500
道 路 (昭和呼人線)	網走市		(222,000) 0	(0) 0	(222,000) 0	(222,000) 0
合計			(375,814) 131,358	(65,946) 64,096	(309,868) 67,262	(309,700) 67,100

総合整備計画書 (案)

北海道 網走市 能平辺地
(辺地の人口 274人、面積 48.2km²)

1. 辺地の概況
- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
網走市字能取、字平和
- (2) 地域の中心の位置
網走市字能取244番地70
- (3) 辺地度点数
141点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- 道 路 ～ 安全な通行を確保するため、路線の舗装工事を行う。
平和停車場線:舗装 延長100m
西能取南線 :舗装 延長1,000m
中能取線 :舗装 延長400m
- 教 職 員 住 宅 ～ 既存の公立小中学校教職員住宅の改修を行う。

3. 公共的施設の整備計画 令和5年度から 令和9年度までの 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道 路 (平和停車場線 外2件)	網走市	(173,000) 72,000	(0) 0	(173,000) 72,000	(173,000) 72,000
教 職 員 住 宅 (教員住宅改修事業)	網走市	1,100	0	1,100	1,100
合計		(174,100) 73,100	(0) 0	(174,100) 73,100	(174,100) 73,100

議案第 10 号

北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、協議する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

北海道後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 1 日市町村第 1969 号指令）の一部を次のように変更する。

第4条を次のように改める。

広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

第19条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1（第4条関係）を削り、別表第2（第19条関係）を別表とする。

附則

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

報告第1号

網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月18日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成 15 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「において」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「において」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するとこ

ろにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合計額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残

額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までに間においては
その者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においては
その者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が
その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1
期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普
通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないも
のとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第
1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得
に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日か
ら翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が
その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、
かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分
割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納
期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間にお
ける税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1
期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額から
その者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税
額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が
その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額
の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び
第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間にお
ける税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に
係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年
金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの
間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して
得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべ
き額」とする。
 - 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の
規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が
その者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得
に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を
控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に百円未
満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はそ
の全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金
額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当
する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収
対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者
の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した
残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金
額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が
その者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計

額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と」、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第21項を削り、同条第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第26項を同条第25項とし、同条第27項を同条第26項とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中

「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用年土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則

第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1個の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 2 号

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分
の報告について

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要する
ため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例

網走市都市計画税条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、

同項を附則第11項とする。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第12項とする。

附則第14項を附則第13項とする。

附則第15項を附則第14項とする。

附則第16項中「附則第8項、第9項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「について、」を「については、」に改め、同項を附則第17項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の網走市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。